

シリーズ  
日本経済を考える

53

# 資本所得課税の見直しによる 家計の純負担への影響<sup>\*1</sup>

—『国民生活基礎調査』の個票による分析—

財務総合政策研究所客員研究員 菊田 和晃

## 1. はじめに

二元的所得税とは、すべての所得を配当などの資本所得と給与などの勤労所得に分類し、資本所得は比例税率で課税し、勤労所得は累進税率で課税するというものである<sup>\*2</sup>。日本の場合、資本所得は法人段階で法人税が課され、利益を配当として受け取った段階で個人に資本所得税が課されるが、資本所得の税率と勤労所得の税率を比較すると、法人税率と個人の資本所得税率を通算した資本所得税率の税率は、累進的な勤労所得課税の最高税率よりも低い。だが、所得税を包括的にサーベイしている鈴木（2014）によると、ノルウェーやフィンランドなどの北欧諸国では、公平性への配慮や租税回避への対応の観点から、法人段階と個人段階を通算した資本所得税率の税率が、累進的な勤労所得税の最高税率に近い水準まで高くなるように税制改革が行われてきた<sup>\*3</sup>。日本においても、法人税率が引き下げられる中で、北欧諸国と同様に個人の資本所得税率を引き上げる税制改革が公平性の確保に資する可能性がある。

本稿では、個人の資本所得税率の引き上げが、日本の家計の純負担の分布にどのような影響を与

えるかをシミュレーションし、その効果を確認する。具体的には、2013年の『国民生活基礎調査』（厚生労働省）の個票を用いて、個人の資本所得税率を引き上げる税制改正を適用した場合の所得税・住民税の理論値をマイクロ・シミュレーションの手法を用いて算出した上で、家計の純負担を計算し、税制改正前の分布からの変化を分析する。本稿の分析の結果、個人の資本所得税率を引き上げるシミュレーションを行うと、最も高い所得階級の高齢層の純負担が、同階級の現役層の純負担に近い水準まで増加することがわかる。これは、高齢層では所得が高いほど財産所得の割合も高くなる傾向があるためと考えられる。

本稿の構成は以下の通りとなる。第2節では、本稿で使用する『国民生活基礎調査』の概要と、厚生労働省より提供を受けた個票のデータセットについて概観する。第3節では、本稿の分析手法として、小塩（2012）を基にした家計の純負担の計算方法と、矢田（2011）を基にした所得税・住民税のマイクロ・シミュレーション・モデルを紹介する。そして、小塩（2012）に基づき、調査票に記入された税・社会保険料、社会保障給付の金

\*1) 本稿の作成にあたっては、一橋大学経済研究所の小塩隆士教授、京都大学経済研究所の中澤正彦教授、財務総合政策研究所の大関由美子財政経済計量分析室長、酒井才介主任研究官、小玉高大研究員から有益なご助言とご協力を頂いた。ここに記して深く感謝の意を表したい。さらに、本稿で用いた『国民生活基礎調査』のデータ提供については厚生労働省の関係各位にご協力頂いた。ここに記して心より感謝申し上げる。ただし、本稿における誤りはすべて筆者に帰するものである。なお、本稿の内容は全て筆者の個人的見解であり、筆者の所属組織の公式見解を示すものではない。

\*2) 原（2009）を参照。

\*3) 北欧諸国の税制については鈴木（2014）を参照。

額（以下、記入値）によって純負担の分布を把握する。次に、調査票に記入された所得や世帯構成等の情報をもとに、矢田（2011）で提示された所得税・住民税のマイクロ・シミュレーションの手法を参考に、所得税・住民税の理論値を算出\*4した上で、家計の純負担を計算し、記入値による分布を再現できているかを確認する。第4節では、個人の資本所得税率を引き上げた場合に、家計の純負担の分布がどのように変化するかをシミュレーションする。第5節では本稿の結果と今後の課題をまとめる。

## 2. 『国民生活基礎調査』の概要とデータセット

家計の純負担を計算するには、家計が受け取る社会保障給付と、負担する税・社会保険料を調査している統計のデータが必要となる。家計の税・社会保険料を調査している主な統計には『国民生活基礎調査』、『全国消費実態調査』（総務省）、『家

計調査』（総務省）があるが、本稿では、小塩（2012）の分析で用いられている『国民生活基礎調査』を用いることとする。具体的には、執筆時点で利用可能な直近の2013年の『国民生活基礎調査』の個票データを用いる。

### 2.1 『国民生活基礎調査』の概要と特徴

本項では、『全国消費実態調査』、『家計調査』との比較を通して、本稿で用いる『国民生活基礎調査』の概要と特徴を説明する（表1）。『国民生活基礎調査』は3年おきに大規模調査が行われ、「世帯票」「健康票」は全国約300,000世帯、「介護票」は全国約7,000人、「所得票」「貯蓄票」は全国約40,000世帯を対象に調査される。このうち「所得票」では、社会保障給付を含む年間所得、所得税、住民税、固定資産税、社会保険料等が調査されている\*5。『全国消費実態調査』では約56,400世帯、『家計調査』では約9,000世帯が調査対象であり、

表1 家計の税・社会保険料負担に関する統計の比較

	『国民生活基礎調査』	『全国消費実態調査』	『家計調査』
実施主体	厚生労働省	総務省	総務省
実施時期	3年おきに実施 (大規模調査)	5年おきに実施	毎月実施
第1回の調査年	1986年	1959年	1953年
直近公表の調査年	2013年 (大規模調査)	2014年	2014年 (年報)
調査対象世帯数	約40,000世帯 (所得票)	約56,400世帯	約9,000世帯
所得税の調査内容	調査前年の年間負担額	2～3か月間の月平均負担額 (勤労所得税以外は 他の税の一部として)	調査年の月平均負担額 (勤労所得税以外は 他の税の一部として)
住民税の調査内容	調査年度の年間負担額	2～3か月間の月平均負担額	調査年の月平均負担額
固定資産税の調査内容	調査前年度の年間負担額	2～3か月間の月平均負担額 (他の税の一部として)	調査年の月平均負担額 (他の税の一部として)
社会保険料の調査内容	調査前年の年間負担額	2～3か月間の月平均負担額	調査年の月平均負担額

(出所)大野他(2015)及び各実施主体のホームページを参照の上、筆者作成

\*4) 矢田（2011）を参照。

\*5) 『国民生活基礎調査』では、年間所得、所得税、社会保険料は調査前年の1年分、固定資産税は調査前年度の1年分、住民税は調査年度の1年分が調査される。なお、住民税は前年の所得に基づいて計算されるため、所得税と同様に調査前年の所得に課税されたものである。

これらに比して『国民生活基礎調査』は「所得票」だけでも約40,000世帯とサンプル数は少なくないと言えよう。

また大野他（2015）では、『全国消費実態調査』、『家計調査』の調査票に記入された税・社会保険料の記入値が『国民生活基礎調査』の記入値に比べて過小評価されていることが示されている。この点を踏まえても、本稿の分析において、『国民生活基礎調査』を用いることが妥当であると考えられる。

## 2.2 データセットの作成

厚生労働省より提供を受けた2013年の『国民生活基礎調査』の個票データは、「世帯票」が234,383世帯、「所得票」が26,387世帯であるが、矢田（2011）で述べられているように、「所得票」の調査客体は「世帯票」の調査客体から無作為抽出されているため、「世帯票」と「所得票」の世帯番号が一致する26,387世帯を用いる。本稿では、所得階級ごとに家計の純負担を算出するため、データが不詳となっている世帯などをサンプルから除外する必要がある。そこで、まず、純負担の計算が困難な税・社会保険料が不詳の世帯6,159世帯を除く。そして、小塩（2012）に倣い、世帯主の年齢が20歳未満の世帯35世帯を除き、残りの20,193世帯をデータセットとする（表2）。

## 3. 分析手法

本節では、資本所得課税の見直しの家計の純負担に与える影響を把握するためのシミュレーションの準備として、本稿で用いる分析手法を説明する。まず小塩（2012）に基づき、『国民生活基礎調査』の個票にある記入値を用いて家計の純負担を計算し、所得階級別の分布を示す。次に、所得税と住民税に関しては、矢田（2011）のマイクロ・

シミュレーションの手法を参考に推計した理論値を用いて同様の純負担の分布を計算する。その上で、純負担について、記入値を用いた場合とマイクロ・シミュレーションによる理論値を用いた場合との比較を行い、理論値を用いた純負担の分布の妥当性を検証する。

### 3.1 純負担の計算方法

まず、小塩（2012）で示されている家計の純負担の計算方法を説明する。小塩（2012）では、負担額として、所得税、住民税、固定資産税、及び社会保険料の世帯合計を算出する。次に受給額として、公的年金・恩給、雇用保険、児童手当等、及びその他の社会保障給付金の世帯合計を算出する。この負担額から受給額を差し引くことで純負担としている。

そして、計算した純負担について、世帯の年齢層ごとに所得階級別の分布を把握する。まず、世帯の年齢層は、現役層、高齢層、現役高齢混合世帯の3つに分ける\*6。現役層とは、世帯員が全員59歳以下の世帯であり、高齢層とは、世帯員が全員60歳以上\*7の世帯であると定義する。また、現役高齢混合世帯とは、データセットのうち残りの世帯を指す。世帯数は、現役層が7,793世帯、高齢層が7,375世帯、現役高齢混合世帯が5,025世帯

表2 データセットの選定

		世帯
提供データ		26,387
税・保険料不詳世帯	－	6,159
世帯主が20歳未満の世帯	－	35
データセット		20,193

（出所）厚生労働省「国民生活基礎調査」（2013年）の個票データより作成

\*6) 小塩（2012）では、現役層を世帯主が20～64歳の世帯、高齢層を世帯主が65歳以上の世帯として2つに分類している。しかし、現役世代と高齢世代が同居する世帯は、現役層と高齢層双方の純負担の特徴を反映していると考えられるため、本稿では現役世代と高齢世代が同居する世帯を区分して把握することとする。

\*7) 小塩（2012）では、現役層と高齢層の区切りを65歳としているが、60歳以上であれば特別支給の老齢厚生年金を受給している可能性があるため、本稿では60歳を現役層と高齢層の区切りとする。

である。

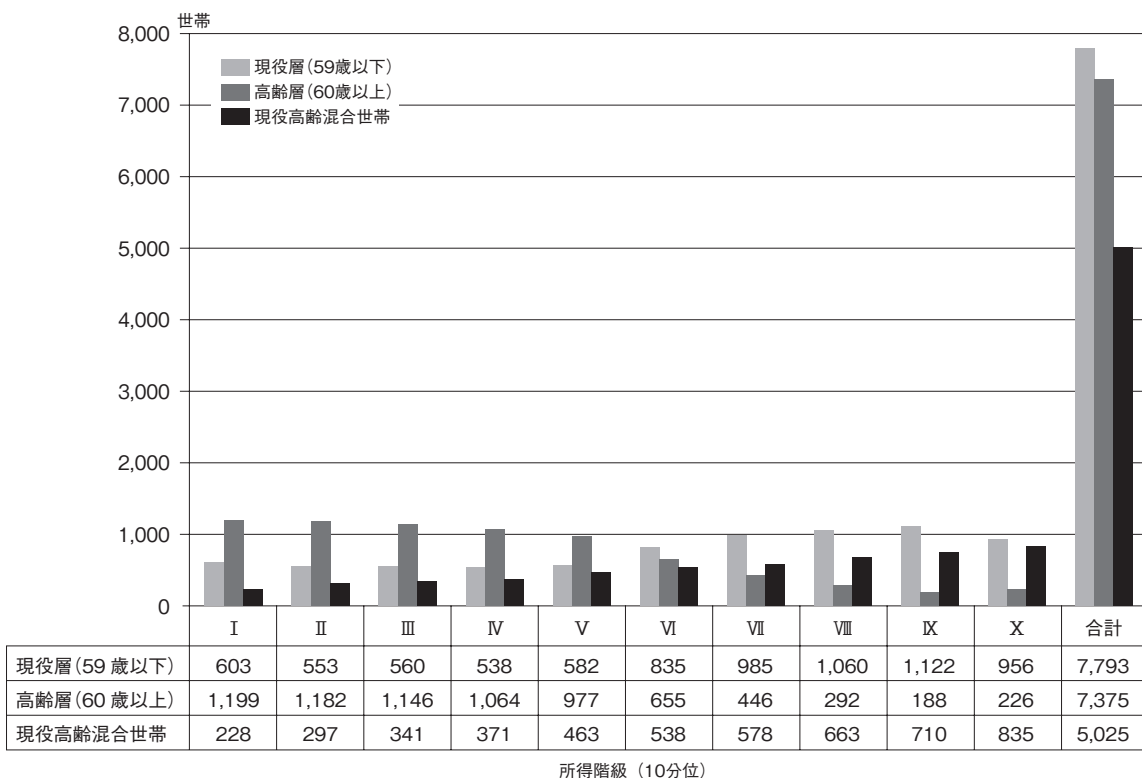
所得階級は社会保障給付を含む総所得\*8について、データセットの全世帯を10分位に分割したもので、第I分位から第X分位にかけて所得が高くなっている(図1)。第I分位から第X分位までの所得の区切りは下記の通りである。

I:~118万円、II:119万円~、III:181万円~、IV:251万円~、V:320万円~、VI:400万円~、VII:499万円~、VIII:620万円~、IX:781万円~、X:1,013万円~

### 3.2 所得税・住民税・固定資産税・社会保険料の記入値による純負担

以上の方法に基づき、『国民生活基礎調査』の記入値を用いて家計の純負担を計算し、所得階級別の分布を示す。結果は図2のようになり、現役層で第I、第II分位を除いて負担超、高齢層で第X分位を除いて受給超となっており、2007年の『国民生活基礎調査』の個票を用いて分析している小塩(2012)と概ね整合的である。また、高齢層は第V分位より上の階級では所得が高いほど純受益が少なくなるが、それ以下の階級では所得が低いほど純受益が減少する形となっており、この点も

図1 所得階級別の世帯分布



(注1)現役層:世帯員が全員59歳以下の世帯、高齢層:世帯員が全員60歳以上の世帯、現役高齢混合世帯:その他の世帯

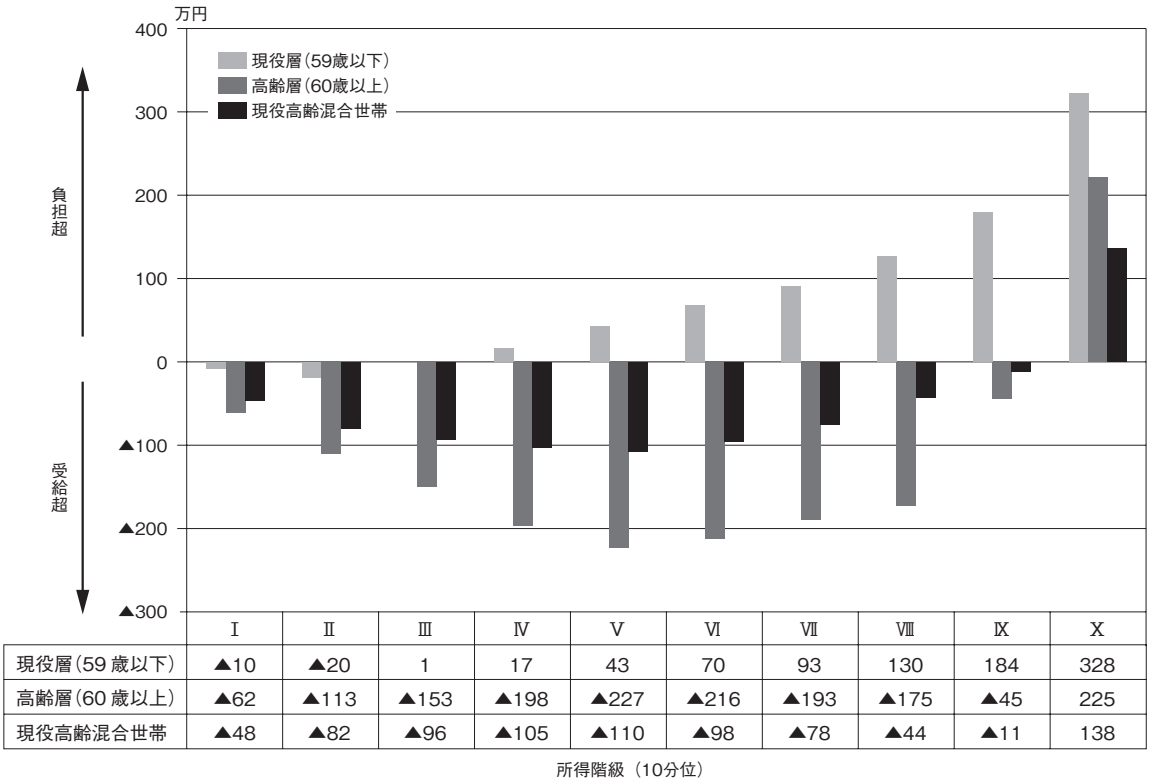
(注2)所得階級(10分位)

I:~118万円、II:119万円~、III:181万円~、IV:251万円~、V:320万円~、VI:400万円~、VII:499万円~、VIII:620万円~、IX:781万円~、X:1,013万円~

(出所)厚生労働省「国民生活基礎調査」(2013年)の個票データより作成

\*8) 雇業者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得、財産所得、公的年金・恩給、企業年金・個人年金等、雇用保険、児童手当等、その他の社会保障給付金、仕送り、その他の所得の合計。なお、小塩(2012)では可処分所得の階級を用いているが、本稿では税・社会保険料の負担を差し引く前の総所得を用いる。

図2 記入値を用いた所得階級別の純負担の分布



(注)純負担=税(所得税・住民税・固定資産税)+社会保険料-社会保障給付(公的年金・恩給・雇用保険・児童手当等、その他の社会保障給付金)  
(出所)厚生労働省「国民生活基礎調査」(2013年)の個票データより作成

小塩(2012)と整合的な結果である。

### 3.3 所得税・住民税の理論値、固定資産税・社会保険料の記入値による純負担

次に、矢田(2011)の手法を参考にして、2013年の『国民生活基礎調査』の個票にある所得や世帯構成等の情報を基に、2012年の税制を適用<sup>\*9</sup>したマイクロ・シミュレーションによって所得税・

住民税の理論値を算出した上で、家計の純負担を計算する。矢田(2011)のマイクロ・シミュレーション・モデルでは、下記の①~④の手順で各個人の課税所得を計算し、税率を乗じることで所得税・住民税の理論値が算出されている<sup>\*10</sup>。

$$\begin{aligned} \text{①合計所得} &= \text{給与所得} + \text{年金所得} + \text{事業所得} \\ &\quad + \text{農耕・畜産所得} + \text{家内労働所得}^{*11} \end{aligned}$$

給与所得は、雇用者所得から給与所得控除を差

\*9) 所得税・住民税の記入値は、調査前年の所得に対して課税されたものの記載が求められているため、理論値を計算する際も調査前年の税制を適用する。なお、本稿における日本の過去の税制改正は全て「財政金融統計月報」(財務省)第745号を参照している。

\*10) 住民税に関しては、課税所得に税率を乗じる所得割に加えて、均等割も考慮している。

\*11) 矢田(2011)では合計所得に財産所得も加えて計算しているが、本稿では田中・四方・駒村(2013)のように、利子・配当金が分離課税されていると仮定して、財産所得に対して、上場株式等の配当等にかかる2012年の税率10%(所得税7%、住民税3%)を乗じることで、財産所得に対する理論値を計算する。これは、第X分位に属する世帯であれば、所得税の限界税率が10%を超えている可能性が高く、分離課税を選択することが合理的と考えられるためである。

し引いたものである。また、年金所得は、公的年金・恩給と企業年金・個人年金等の合計額から、公的年金等控除を差し引いて計算する。

②仮課税所得1

= 合計所得 - 基礎控除 - 社会保険料控除

社会保険料控除は、社会保険料の記入値を全額適用する。

③仮課税所得2

= 仮課税所得1 - 配偶者控除・配偶者特別控除

配偶者控除・配偶者特別控除の適用者は、夫婦のうち仮課税所得1が高い方とする。

④課税所得 = 仮課税所得2 - 扶養控除

扶養控除は、世帯の親族の中で仮課税所得2が

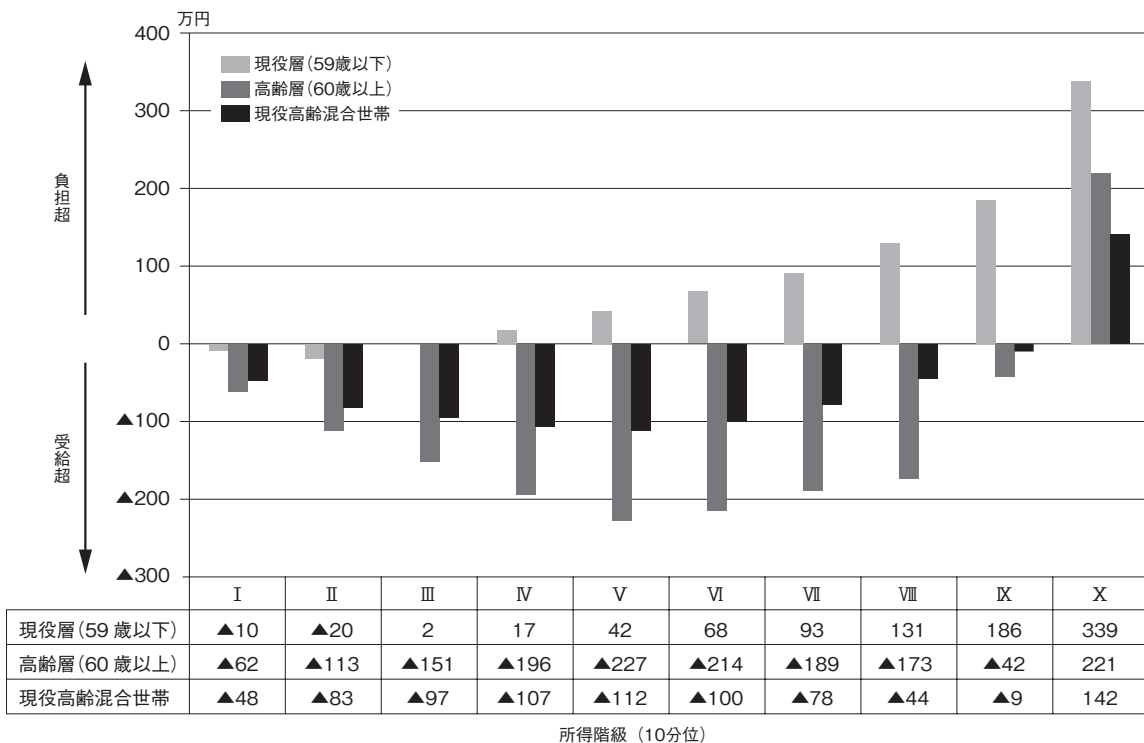
最大の者に適用する。

以上のように算出した所得税・住民税の理論値を用いて純負担を計算し、所得階級別の分布を示したものが図3である。記入値を用いて純負担を計算した図2の記入値を用いた分布に近くなることがわかる。そこで、次節では、矢田(2011)の手法を参考にしたマイクロ・シミュレーションによる所得税と住民税の理論値を用いた分析を行う。

### 4. 法人税との関係を踏まえた資本所得税のシミュレーションと純負担の変化

日本では2015年度の税制改正<sup>\*12</sup>により、法人税率は25.5%から23.9%に引き下げられた。一方で、2015年の個人の資本所得に対する所得税率は

図3 所得税・住民税の理論値を用いた所得階級別の純負担の分布 (税制：2012年、財産所得：所得税7%・住民税3%の分離課税)



(出所)厚生労働省「国民生活基礎調査」(2013年)の個票データより作成

\* 12) 「平成27年度税制改正」(財務省)を参照。

連載  
日本経済を  
考える

15%<sup>\*13</sup>のまま変わらない。つまり、法人・個人段階を通じた資本所得に対する課税は減少したことになる。しかし、鈴木（2014）では、個人事業主やオーナー企業経営者の場合、その所得が資本所得と勤労所得に明確に線引きされないため、恣意的な所得分類が可能であれば、本来勤労所得として捉えられるべき所得をより税率の低い資本所得として受け取るインセンティブが生じる、と指摘されている。日本において、2015年に勤労所得に対する最高税率が40%から45%に引き上げられたことを踏まえると、資本所得に対する税率は勤労所得に対する税率より相対的にさらに低くなり、個人事業主やオーナー企業経営者にとって、その所得を資本所得として受け取るインセンティブがより強くなったと考えられる。

また鈴木（2014）では、このような所得分割に伴う租税回避の問題に対して、例えばノルウェーにおいて、2006年に株主所得税（以下、SIT）が導入され、オーナー企業経営者が勤労所得と資本所得のどちらで報酬を受け取っても、法人・個人段階を通じて等しく課税されるように設定されたことが述べられている。具体的には、SITの税率は法人税率と同じ28%に設定され、法人税と合わせて約48%（法人税率28% + (1 - 法人税率28%) × SIT税率28% = 48.16%）の課税が行われた。これが、基本的には勤労所得税の最高税率に等しく設定される。日本でも、法人税率の引き下げに対応して、その分、またそれ以上に個人の資本所得税率を引き上げることで、法人・個人段階を通じた資本所得全体に対する税率を勤労所得税の最高税率に近づけ、公平性の確保に資する可能性がある。そこで、以下では日本について、個人の資本所得税率引き上げの効果をシミュレーションする。

#### 4.1 シミュレーションの設定

まず、資本所得課税の見直しに関するいくつか

のシミュレーションのシナリオを設定する。シナリオの設定に当たって、まず図3において純負担の分布を示した2012年の法人税率・資本所得税率と、勤労所得の最高税率との関係を整理する（表3-1）。2012年の税制では、法人税率25.5%<sup>\*14</sup>、資本所得税率7%、勤労所得の最高税率40.0%であり、法人・個人段階を通じた資本所得全体に対する税率は30.7%と相対的に低くなっている。

次に、法人税が引き下げられた2015年の税制では、法人税率23.9%、資本所得税率15%、勤労所得の最高税率45.0%であり、資本所得全体に対する税率は35.3%と相対的に低い状態が継続している（表3-2-①）。

そこで、資本所得全体に対する税率を、勤労所得の最高税率に合わせたケースを設定する（表3-2-②）。具体的には、法人税率23.9%、資本所得税率27.7%<sup>\*15</sup>としたところ、資本所得全体に対する税率は45.0%となって、勤労所得の最高税率45.0%に等しくなる。

表3 法人税率・資本所得税率と勤労所得の最高税率との関係  
表3-1 2012年の税制

	資本所得	勤労所得
法人段階	法人税率 25.5%	
個人段階	(1-25.5%) × 資本所得税率 7% =5.22%	最高税率 40.0%
計	30.7%	40.0%

表3-2 2015年度以降の法人税率引き下げ後のシミュレーションの設定

① 2015年時点の資本所得税率を適用したケース

①	資本所得	勤労所得
法人段階	法人税率 23.9%	
個人段階	(1-23.9%) × 資本所得税率 15% =11.42%	最高税率 45.0%
計	35.3%	45.0%

\*13) 住民税は5%であり、所得税と住民税を合わせて20%である。

\*14) 2012年4月に法人税が30.0%から25.5%に引き下げられた。

\*15) 住民税は2015年分から不変と仮定し、所得税に住民税5%を合わせて32.7%となる。

## ②資本所得全体に対する税率を勤労所得の最高税率に合わせたケース

	資本所得	勤労所得
法人段階	法人税率 23.9%	
個人段階	$(1-23.9\%) \times \text{資本所得税率 } 27.7\%$ =21.1%	最高税率 45.0%
計	45.0%	45.0%

## ③資本所得税率を法人税率に合わせ、勤労所得の最高税率を資本所得全体に対する税率に合わせたケース

	資本所得	勤労所得
法人段階	法人税率 23.9%	
個人段階	$(1-23.9\%) \times \text{資本所得税率 } 23.9\%$ =18.2%	最高税率 42.1%
計	42.1%	42.1%

また、先述のノルウェーのSITの例のように、資本所得税率を法人税率に合わせ、勤労所得の最高税率を資本所得全体に対する税率に合わせたケースを設定する（表3-2-③）。具体的には、法人税率23.9%、資本所得税率23.9%<sup>\*16</sup>とすると、資本所得全体に対する税率は42.1%となるため、勤労所得の最高税率を45.0%から42.1%に引き下げてマイクロ・シミュレーションを行う。

## 4.2 2015年の資本所得税率を適用したケース

以上のように設定したシミュレーションのシナリオに基づき、純負担の分布の変化を確認する。本項では、2015年の資本所得税率15%を適用した表3-2-①のケースについて純負担の分布を示す。その際、純負担の変化が資本所得税率の変化によるものなのか、2013年以降の他の税制の変化によるものなのかを区別するために、段階的に変

化を示すこととする。

まず2012年の税制のもと、個人の資本所得に対する課税のみを所得税7%、住民税3%から所得税15%、住民税5%に設定し直し、純負担の分布を示したものが図4である。所得税7%、住民税3%に設定していた図3に比べて、特に第X分位の高齢層の負担が増えていることがわかる。

次に、執筆時点で決まっている2013年から2017年までの税制の変化を反映させる。具体的には、給与所得控除の縮小<sup>\*17</sup>、所得税の最高税率の引き上げ<sup>\*18</sup>、復興特別所得税の導入<sup>\*19</sup>、住民税の均等割の引き上げ<sup>\*20</sup>である。これらの税制を変化させた場合の純負担の分布が図5である。主に第X分位の負担が増えているが、先述の資本所得に対する税率を所得税15%、住民税5%に高めた場合と比べて大きくはない。

## 4.3 資本所得全体に対する税率を勤労所得の最高税率に合わせたケース

本項では、資本所得全体に対する税率を勤労所得の最高税率に合わせた表3-2-②のケースについて、純負担の分布を示す。税制は、2013年以降の税制の変化を反映させた図5と同様のものを用いる。資本所得税率が27.7%、住民税と合わせて32.7%となるため、結果として第X分位の高齢層の純負担が大幅に増えて、第X分位の現役層と同程度の純負担となることがわかる（図6）。

## 4.4 資本所得税率を法人税率に合わせ、勤労所得の最高税率を資本所得全体に対する税率に合わせたケース

最後に、資本所得税率を法人税率に合わせ、勤労所得の最高税率を資本所得全体に対する税率に

\* 16) 住民税は2015年分から不変と仮定し、所得税に住民税5%を合わせて28.9%となる。

\* 17) 給与所得控除は2013年に上限が245万円に、2016年に上限230万円に、そして2017年以後、上限220万円になることが決まっている。本稿では2017年以後の給与所得控除を適用する。

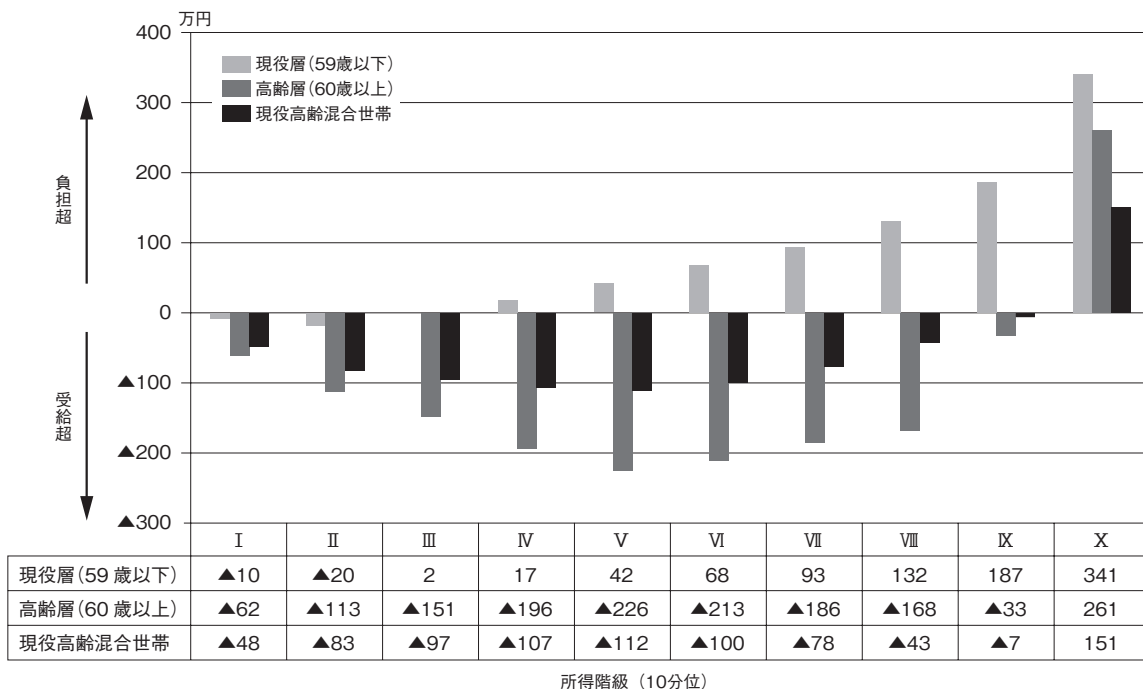
\* 18) 2015年以後、課税総所得金額が4,000万円を超える金額に対しては、45%の税率が適用される。

\* 19) 2013年1月から2037年12月までの措置として、所得税額に対して2.1%の付加税が課せられる。

\* 20) 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保にかかる地方税の臨時特例に関する法律に基づくもの。2014年度から2023年度までの措置。

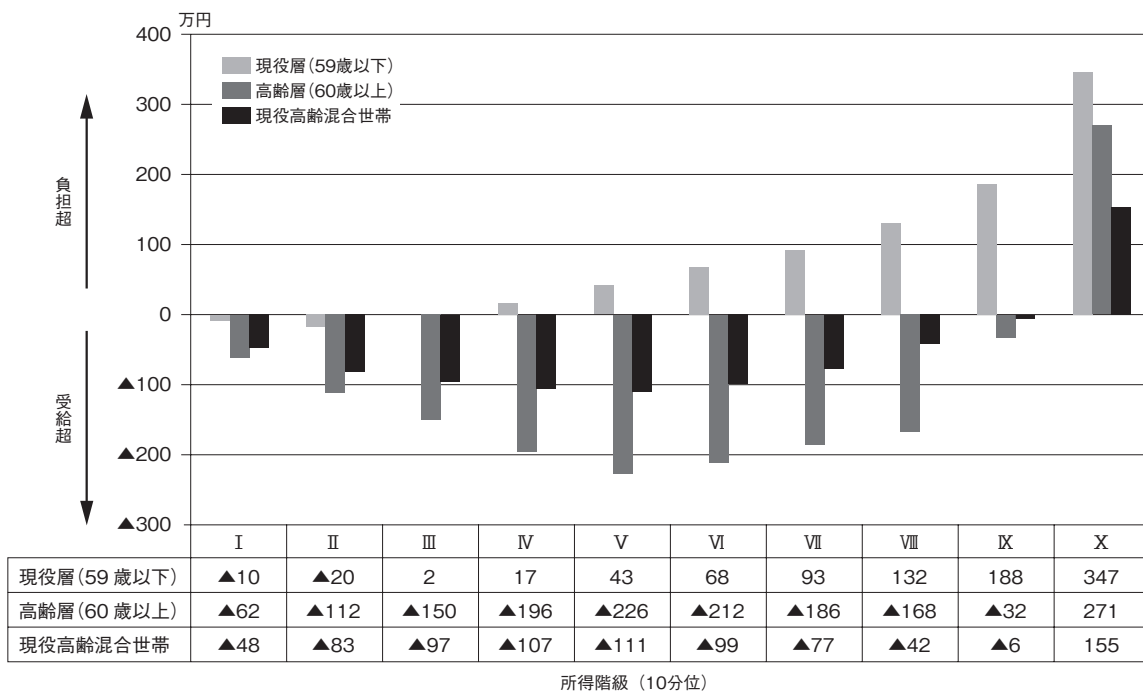


図4 所得税・住民税の理論値を用いた所得階級別の純負担の分布  
(税制：2012年、財産所得：所得税15%・住民税5%の分離課税)



(出所)厚生労働省「国民生活基礎調査」(2013年)の個票データより作成

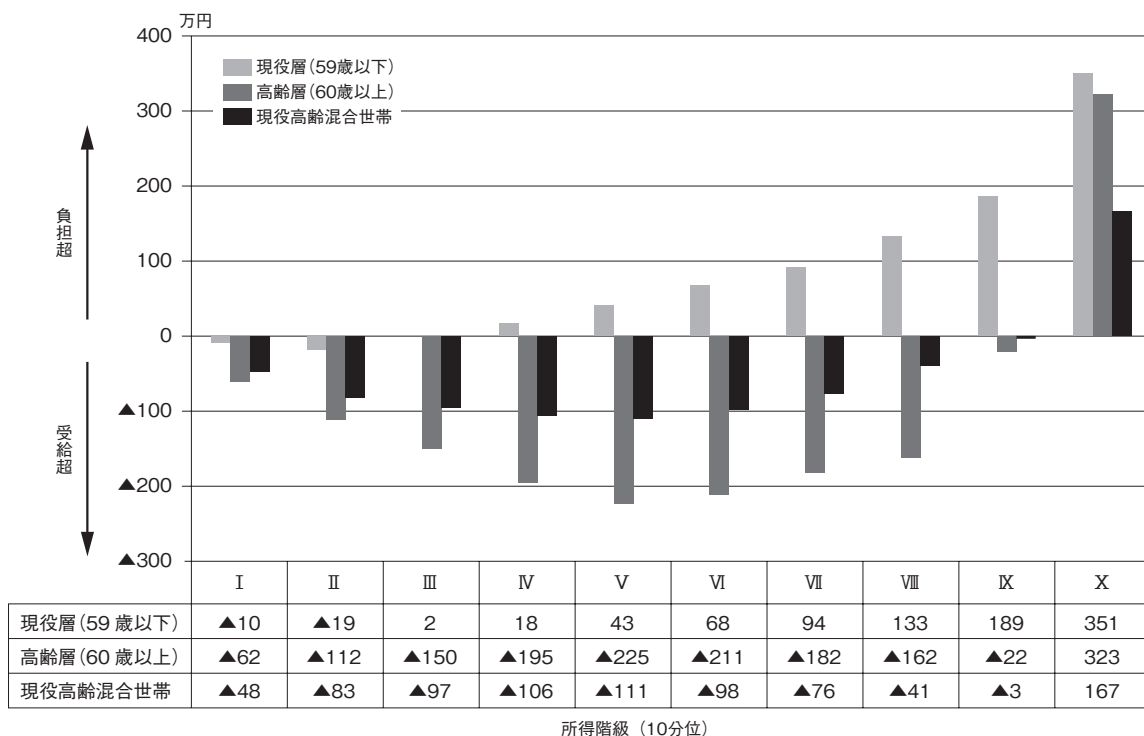
図5 所得税・住民税の理論値を用いた所得階級別の純負担の分布  
(税制：2015年以降、財産所得：所得税15%・住民税5%の分離課税)



(出所)厚生労働省「国民生活基礎調査」(2013年)の個票データより作成

連載  
日本経済を  
考える

図6 所得税・住民税の理論値を用いた所得階級別の純負担の分布  
(税制：2015年以降、財産所得：所得税27.7%・住民税5%の分離課税)



(出所)厚生労働省「国民生活基礎調査」(2013年)の個票データより作成

合わせた表3-2-③のケースについて、純負担の分布を示す。税制は図5、図6と同様のものを用いる。資本所得税率が23.9%、住民税と合わせて28.9%となるため、第X分位の高齢層の純負担は図6より少ないとはいえ、第X分位の現役層に近い純負担となることがわかる(図7)。

#### 4.5 現役層と高齢層の収入構成割合

以上の結果となる要因を分析するために、現役層、高齢層の収入構成割合を確認したものが図8-1、図8-2である。現役層も高齢層も、所得が高くなるほど雇用者所得の割合が高くなる傾向があるが、高齢層では財産所得の割合も高くなる傾向が見られる。そのため、今回のシミュレーションでは、収入のうち財産所得の占める割合が大きい高所得の高齢層の負担が増える結果になったと考えられる。

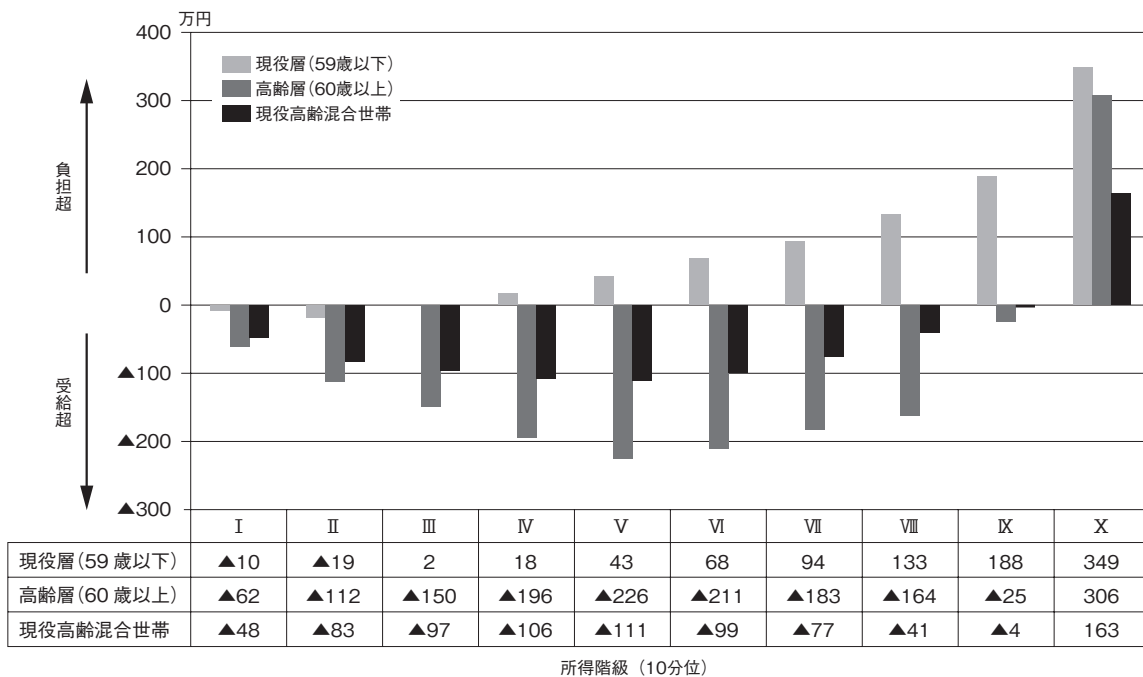
## 5. まとめ

本稿では、2013年の『国民生活基礎調査』の個票を用いて、まず小塩(2012)に基づき、所得階級別の家計の純負担の分布を、記入値、マイクロ・シミュレーションによる理論値の両面から把握した。次に、ノルウェーの例を参考に、法人税との関係を踏まえた個人の資本所得税率引き上げのシミュレーションを行い、資本所得課税の見直しが家計の純負担の分布に与える影響を確認した。

本稿の結果として、個人の資本所得税率を引き上げるシミュレーションを行うと、所得の最も高い第X分位の高齢層の純負担が、同分位の現役層の純負担に近い水準まで増加することがわかった。これは、高齢層では所得が高いほど財産所得の割合も高くなる傾向があるためと考えられる。

なお、本稿では、純負担を計算する際に、受益として医療・介護サービスなどの現物給付を考慮しておらず、現金給付のみを受益と考えているた

図7 所得税・住民税の理論値を用いた所得階級別の純負担の分布  
 (税制：2015年以降、財産所得：所得税23.9%・住民税5%の分離課税)



(出所)厚生労働省「国民生活基礎調査」(2013年)の個票データより作成

図8 所得階級別の収入構成割合

図8-1：現役層の収入構成割合

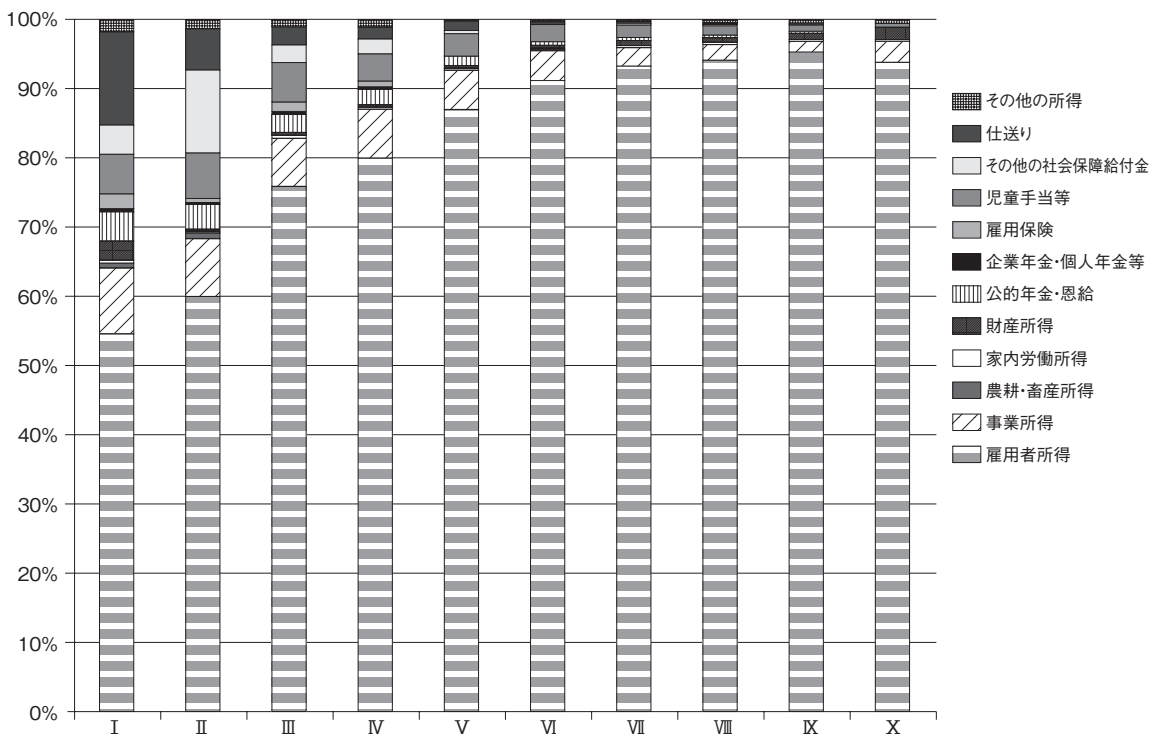
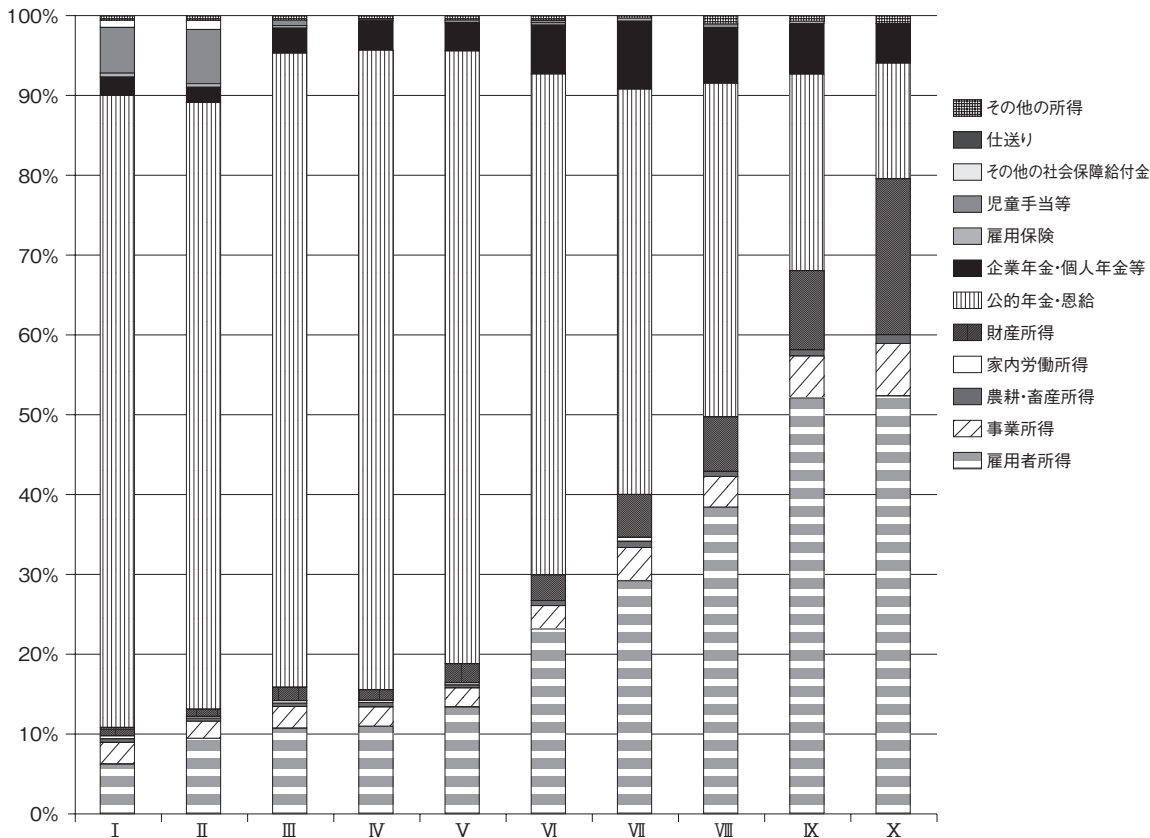


図8-2：高齢層の収入構成割合



(出所)厚生労働省『国民生活基礎調査』(2013年)の個票データより作成

め、特に高齢層において、本稿の純負担は、医療・介護サービスなどの現物給付を含めた本来の純負担よりも過大となっている可能性があることに留意が必要である。また、『国民生活基礎調査』の財産所得には株式等の譲渡益が含まれておらず、財産所得が過少になっている可能性が高い点に留意する必要がある。

本稿では、法人税率、資本所得税率、勤労所得の最高税率など、国税の枠組みだけで議論を進めてきたが、法人住民税、事業税を含めた法人実効税率、また個人住民税など、地方税を含めた議論を深めることが今後の課題である。また、シミュレーションの設定の際に、勤労所得の最高税率は表面税率を基にしているが、給与所得控除を行う前の当初所得ベースの税率を用いることについては今後の検討課題としたい。

参考文献

大野太郎・中澤正彦・菊田和晃・山本学(2015),「家計の税・社会保険料の比較」『フィナンシャル・レビュー』通巻第122号, 財務省財務総合政策研究所, pp.40-58.  
 小塩隆士(2012),「日本の再分配の問題点」『効率と公平を問う』, 日本評論社, pp.69-113.  
 鈴木将覚(2014),「所得税に関する議論のサーベイ」『フィナンシャル・レビュー』通巻第118号, 財務省財務総合政策研究所, pp.4-30.  
 田中聡一郎・四方理人・駒村康平(2013),「高齢者の税・社会保障負担の分析ー『全国消費実態調査』の個票データを用いてー」『フィナンシャル・レビュー』通巻第115号, 財務省財務総合政策研究所, pp.117-133.  
 原武彦(2009),「金融所得課税の一体化に向けての論点と在り方」『租税研究』第722号, 公益社団法人日本租税研究協会, p.33-93.  
 矢田晴那(2011),「政策分析ツールとしてのマイクロ・シミュレーションの研究」『フィナンシャル・レビュー』通巻第104号, 財務省財務総合政策研究所, pp.189-219.

連載  
日本経済を  
考える